

第 244 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和5年7月21日（金）13時30分から

2 開催場所 長野県松本合同庁舎 301 会議室

3 出席者

内水面漁場管理委員 11 名

漁業者代表：古谷 秀夫、大沼田 志津男、飯田 好輝、石田 和夫、興水 由香理

採捕者代表：小澤 哲、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、高田 啓介

事務局：吉田書記長他、事務局員 3 名

4 議事

- (1) 令和5年度委員会開催計画について
- (2) 遊漁規則の変更について
- (3) 漁場計画（免許内容等）の事前決定について
- (4) 公聴会の開催について
- (5) その他

5 会議内容

平林会長挨拶 会議に入る

吉田書記長 ここで、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

金井委員及び酒井委員が都合により欠席ですが、漁業法第 145 条第 1 項の規定による会議の開催要件である委員定数の過半数を超える出席がありますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、ここから平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

平林会長 まず、議事に入る前に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を、飯田委員、高田委員にお願いします。

それでは、(1)「令和5年度委員会開催計画について」ですが、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により説明

平林会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明いただきましたが、何か御質問等はございますか。

開催場所はそれぞれ決まっていますか。

事務局 会議室の関係もございますので、場所は決まっておりませんが、次回の第 245 回委員会は明科の水産試験場で開催したいと考えております。

平林会長 それでは、会場については分かり次第教えていただくということをお願いします。

ほかに何かございますか。無いようですので議事を進めます。

続きまして(2)の知事から諮問のあった「遊漁規則の変更について」です。今回は裾花川水系漁協以下9つの漁協から遊漁規則変更認可申請書が提出されております。まずは電子遊漁券システム導入に伴う変更が主な6漁協について、事務局から説明をお願いし、そのあと質疑応答を行いたいと思っております。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1-1により説明

平林会長 資料1-1の作りがよくわからないのですが、最初のA3の資料は新旧対照表ということでもいいと思いますが、11ページ以降の説明をまずお願いします。

事務局 13から19ページに水産庁で示された規則例の全文を載せてございます。11、12ページはその主な変更点ということで、電子遊漁券への対応と、尾数の制限、遊漁承認証及び漁場監視員証の様式の削除など、ポイントをまとめた資料となっております。20ページ以降は漁協からの申請書と理由書を添付してあります。

平林会長 それでは、6漁協について説明をいただきましたが、電子遊漁券システム導入に伴う変更、遊漁承認証及び監視員証の様式の削除・変更とほぼ同様な変更内容ですので、一括してご意見、ご質問を伺っていきたいと思います。こちらにつきましては、関係者である大沼田委員にはご退席いただきます。

大沼田委員 退室

水谷委員 電子遊漁券システムを導入している漁協はいくつあるか。

事務局 今現在は遠山、天竜川、下伊那、高水、志賀高原、平谷村の6つの漁協が導入しています。

水谷委員 遠山漁協は数年前に1番最初に導入したと思うんですけど、その時に遊漁規則の変更をしたと思うんですけど、再度変更するのですか。

事務局 当時も導入に伴い変更を行っておりまして、その際は釣りチケを導入したんですけど、それに合わせた様式の変更等を行っています。今回はフィッシュパスというものを導入し、それに合わせた様式の変更等を行うものです。

桐生委員 わからないところがございまして、裾花川水系でいきますと、第2条2項の投網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出してとあるんですけど、投網の場合には漁具だけでわかるのではないのでしょうか。漁法はほかに方法がございましてか。釣りならいろいろな方法がありますが投網にはあるのでしょうかね。

事務局 おっしゃるとおり投網の場合は投網だけですが、水産庁の規則例にのっとって、そのまま記載されています。

平林会長 資料の13ページ以降のどこにありますか。

事務局 13ページの第2条第2項にございます。

平林会長 他にございますか。施行日についても先ほど説明がありましたが、少し早いかなという気もしますが、先ほどご説明いただいた通りです。基本的には水産庁から示されたものを踏襲してここにはめ込んでいますと、ご説明いただきました。
他に御意見ご質問等はございませんでしょうか。

各委員 意見、質問等なし

平林会長 無いようですので、裾花川水系漁協以下6漁協の遊漁規則の変更認可申請については、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申してよいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 それでは、諮問のとおり許可して差し支えないとして答申させていただきます。ありがとうございます。
それでは、大沼田委員にはご着席いただくようお願いします。

大沼田委員 会議室に戻り着席

続きまして、他の3漁協ですが、漁協ごと説明いただき、ご質問・ご意見をいただきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1-2により南佐久南部漁協について説明

平林会長 まずは南佐久南部漁協の関係ですが、変更申請内容5つですね。こちらにつきましては、関係者である輿水委員にはご退席いただきます。ご質問、ご意見を受けたいと思います。

輿水委員 退室

遊漁料の関係ですが、改正案は今までアユとアユ以外別々だったものを全魚種1日2000円統一するという事でよろしいでしょうか。右の表が左の表に変わるということでもよろしいでしょうか。実質的な値上げになるのでしょうか。

事務局 右の表が左の表に変わるということです。アユ以外は300円上がって、アユは100円下がるということです。

小澤委員 2点お願いします。変更について9月1日、1月1日、10月1日と施行日が3タイプあるが、県からの指導でしょうか。オンラインサービスによる遊漁券システムはまだ導入していないということでもよいでしょうか。現場賦課金の納付について、具体的な納付方法を教えてほしい。日釣り券という紙があって、それを渡すのでしょうか。

事務局 施行日の関係ですが、電子遊漁券の導入は施行日からとなります。導入してあっても、システムの使用は施行日を迎えてから可能になるということです。9月1日というのは漁協の意思。国の補助事業を活用している漁協もあるので、申請書に使用開始予定を9月1日としている場合もあります。南佐久南部漁協は1月1日からになっています。組合の意思です。

現場賦課金の関係は、遊漁券を買わずに釣りをしている人が対象です。漁場監視員が声をかけて、納付してもらうという形となります。遊漁者は基本現金で支払います。受け取った監視員は紙の日釣り券を渡すという現場対応を行っています。

小澤委員 将来的にはオンラインサービスによる遊漁券の販売が主流になると思いますが、紙の遊漁券は廃止することはないということでしょうか。

事務局 なくなりません。

高田委員 禁止区域の標記の変更ということですが、改定案だと上流全域となっています。確認ですが、源流まで漁業権の設定を認められるということでしょうか。

事務局 漁業権自体は、基本的には長野県の免許の仕方は、本支流が全て漁業権の対象となるという免許の出し方です。理由は全てを示すとすると、漏れが生じる場合があるので、漁協に不利となります。他県でもこういう出し方をしているところもありますが、長野県でもこういう免許の仕方をしています。

竹原委員 オンラインになると、氏名、住所、顔写真があって確認ということですよ。紙の場合はどうだったのでしょうか。持っていればOKでしょうか。

事務局 そのとおりです。見せればOK、日付があればOKです。

竹原委員 オンラインになると個人情報が入ってきますね。

石田委員 フィッシュパスの場合は、遊漁券を購入していることは携帯電話で示すことができるので、個人情報は見えません。

竹原委員 わかりました。漁場監視員の身分証はどういう形になっているのでしょうか。

石田委員 蛍光色のベストを着て、胸に監視員の名札をつけて、腕に監視員の腕章をしています。

竹原委員 漁協としてのベストなり着用しているということですか。

石田委員 監視員証というものを必ず持っています。そこには名前、住所、写真が入っています。

平林会長 無いようですので、南佐久南部漁協の遊漁規則の変更認可申請については、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申してよいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 ご異議がありませんので、申請内容のとおり許可して差し支えない旨、答申させていただきます。それでは、輿水委員にはご着席いただくようお願いいたします。

輿水委員 会議室に戻り着席

それでは続いて、上小漁協の関係をお願いします。

事務局 資料1-2により上小漁協について説明

平林会長 今ご説明いただいたように5つ変更申請の内容でございますが、ご質問、ご意見を受けたいと思います。

竿釣りの本数制限ですが、他の漁協はどうでしょうか。例えば2本以外のところが圧倒的に多いのか。

事務局 基本的には2本以内の漁協が多いが、今回そういう理由があつて上小漁協は1本にということです。

平林会長 他よろしいでしょうか。無いようですので、上小漁協の遊漁規則の変更認可申請については、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申してよいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 ご異議がありませんので、申請内容のとおり許可して差し支えない旨、答申させていただきます。

それでは続いて、諏訪東部漁協の関係をお願いします。

事務局 資料1-2により諏訪東部漁協について説明

平林会長 諏訪東部漁協はご説明いただいたように6か所の変更でございますが、ご質問、ご意見を受けたいと思います。

桐生委員 禁止区域について伺います。2カ所とも、過去に増殖のための放流や人口産卵床の設置等していたのでしょうか。特に2番はアマゴが繁殖しているということですが、そういう手法を使ったのでしょうか。

事務局 漁協に確認しているが、一切手をかけていません。完全に自然繁殖です。1番のほうは放流等しましたが、全く成果がありませんでした。

平林会長 他に、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

遊漁料も上がりますが、基準の範囲内という説明もございました。

桐生委員 全長制限ですが、上小では18cm以下ということでしたが、諏訪東部は省略してあるのでわかりませんが、他の漁協も含めて以下という表記が入っているのでしょうか。傾向はどうでしょうか。

事務局 表の中に以下が入っているかということですが、基本的には入っている漁協が多いです。国の規則例では表の上の文中に、これ以下のものは採捕してはならないとあって、表に魚種が入る形。今後指導の中ではそういう表現ということになります。

平林会長 他にございますか。

先ほどから気になっていたのですが、身体障害者の害の字は漢字で書きますかね。大学では最近、ひらがなにすることが多いのですが。

事務局 確認させていただく。

平林会長 他よろしいでしょうか。無いようですので、諏訪東部漁協の遊漁規則の変更認可申請については、諮問の内容のとおり許可して差し支えない旨、答申してよいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 ご異議がありませんので、申請内容のとおり許可して差し支えない旨、答申させていただきます。

平林会長 続きまして、(3) 漁業権免許の内容等の事前決定案について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料2に基づき説明

平林会長 何回か委員会でも説明いただけてますが、ただ今の説明に対して何かご意見、ご質問はございますか。

桐生委員 25ページの遠山漁協のかじかの欄まちがいですよね。段ずれですよね。

平林会長 もう1度事務局で確認をお願いします。間違っていると、あとで困りますので。

小澤委員 それから14ページ内共第4号ですが、柳久保池を削除するという説明でしたが、漁場の区域の欄の2行目の柳久保池も削除ですよね。よろしくをお願いします。

平林会長 事務局でよく確認していただいて、その他もし、字句等の軽微な修正が出てきましたら、会長一任とさせていただきたいと思います。

桐生委員 岩倉ダムの調査の件ですが、魚探調査をしていますか、採捕は釣りだけでしょうか。刺し網はやってないでしょうか。

事務局 釣りだけで、刺し網はやっていません。

桐生委員 ウチダザリガニはいませんか。

事務局 岩倉ダムについては、漁協からはそのようなことは伺っておりません。

平林会長 他に何かございますでしょうか。

それでは一部修正はありますが、本案により当委員会として知事からの諮問を受けることとします。

なお、委員会としてこの諮問に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係者の意見を聞かなければならないとなっています。漁業法第64条第5項です。それでは関連して、(4)公聴会の開催について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3に基づき説明

平林会長 ただ今の説明に対して何かご意見、御質問等ございますか。

ご都合付かない場合は今、お申し出てください。

それでは事務局提案のとおり、当委員会として、公聴会の開催について決定するというところでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

平林会長 決定させていただきました。それでは開催計画の(案)を取っていただきたいと思えます。

最後の(5)のその他ですが、事務局から何かございますか。

事務局 ありません。

平林会長 委員の方から何かございますか。

各委員 ありません。

平林会長 特に無いようですので、本日の議題は全て終了とします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

吉田書記長 長時間にわたり、平林会長の円滑な進行ありがとうございました。また、委員の皆様には慎重審議いただきありがとうございました。

今年は漁業権の10年に1度の切替の年ということで、例年以上の委員会と公聴会でご足労いただきますがよろしく願いいたします。

これを持ちまして、第244回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

公聴会は、8月下旬に4回、次回委員会は、9月15日の金曜日に水産試験場で予定していますので、よろしく願いします。

大変ご苦労様でした。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟